

防府市国民健康保険被保険者資格証明書取扱基準

平成13年4月1日制定

(目的)

第1条 この取扱基準は、防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付要綱に基づき、既に短期有効期限被保険者証(以下「短期被保険者証」という。)の交付を受けている世帯主であって、当該世帯の滞納保険料について納付の改善が図られない世帯主に対し、被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を交付し、被保険者の負担の公平を図るとともに未収の保険料の収入を確保することにより、もって国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 資格証明書の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない世帯主とする。

(交付除外者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、当該世帯主又はその者に対し、資格証明書を交付しない。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給及び国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。)第5条の5に規定する医療に関する給付(以下「公費負担医療」という。)の対象となる被保険者
- (2) 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者
- (3) 現年分保険料が納期限までに納付され、併せて滞納している保険料が納付計画に基づき3回以上継続して分割納付され、継続して納付されることが認められる世帯主
- (4) 次に掲げる特別な事情があり、保険料を納付することが困難であると認められる世帯主
 - ア 世帯主が火災、風水害等の被害を受け、又は詐欺、横領、若しくは盗難により財産を損失し、その被害額が多額で生活に重大な支障を及

ぼしていること。

イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族（民法（明治31年法律第9号）第725条に規定する者をいう。）が概ね3か月以上同一医療機関へ入院若しくは通院を要する慢性の病気にかかり、又は負傷し、生活に重大な支障を及ぼしていること。ただし、通院については、当該通院によって就労が具体的に妨げられているものに限る。

ウ 世帯主がその事業を廃止し（給与所得者が離職し再就職をしていない場合（意図的又は常習的な職業変更の場合を除く。）を含む。）、又は休止し、かつ他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

エ 世帯主が、その事業につき著しい損失（給与所得者に対する給与未払いがある場合を含む。）を受け、他の世帯員の収入を考慮しても、生活に重大な支障を及ぼす程度に収入が減少していること。

（5） その他特に市長が認める者

2 前項第2号に該当するものについては、有効期間を6か月とする短期被保険者証を交付する。（ただし、前項第1号に該当するものを除く。）

（除外の申請）

第4条 前条第1項各号のいずれかに該当し、資格証明書に係る被保険者からの除外を受けようとする世帯主は、同項第1号に該当するときは公費負担医療受給者届（第1号様式の2）を、同項第4号又は第5号に該当するときは特別な事情に関する届（第1号様式の3）を市長に提出しなければならない。ただし、本市において確認できる場合は、この限りでない。

（資格証明書の検認又は更新の期日）

第5条 資格証明書の検認又は更新の期日は、毎年8月1日及び2月1日とする。

（交付対象者の認定）

第6条 資格証明書の交付対象者の認定については、資格証明書判定委員会（以下「委員会」という。）に諮り認定する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員8人をもって組織し、委員長は生活環境部長、副委員長は生活環境部次長、委員は生活環境部保険年金課及び総

務部収納課の課長及び職員をもって充てる。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、短期被保険者証の検認又は更新の期日前に委員長が招集し、委員（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集することができる。
- 6 委員会は、資格証明書の交付の可否について決定する。
- 7 委員長は、認定する案件が少数の場合又は急を要する場合は、委員の持ち回り審議に付して委員会の開催に代えることができる。
- 8 委員会の庶務は、生活環境部保険年金課において処理する。
- 9 この交付取扱基準に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（更新時における資格証明書の交付）

第7条 世帯主に資格証明書を交付しようするときは、次の手順により書面で世帯主に通知する。

- (1) 第2条の規定により世帯主が新たに交付対象者に該当したときは、世帯主に対して国民健康保険料納付通知書（第2号様式）に公費負担医療受給者届（第1号様式の2）及び特別な事情に関する届（第1号様式の3）を添えて送付する。
- (2) 前号の規定により通知したにもかかわらず、納付相談及び指導（以下「納付相談等」という。）に応じないとき又は第8条第1項に規定する滞納額の著しい減少がないときは、国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書（第3号様式又は第3号様式の2）及び弁明書（第1号様式）を送付し、弁明の機会を付与する。
- (3) 前号の規定により通知したにもかかわらず、納付相談等に応じないとき又は第8条第1項に規定する滞納額の著しい減少がないときは、第6条に規定する委員会に諮り資格証明書の交付に係る認定を受ける。
- (4) 前号による認定を受けた世帯主に対し、国民健康保険短期有効期限被保険者証返還通知書（第4号様式）を送付し、短期被保険者証の返還

を求める。

- (5) 前号により世帯主が短期被保険者証を返還したときは、資格証明書を交付する。

なお、世帯主が短期被保険者証を返還しない場合においても、短期被保険者証の有効期限の経過後は、国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書(第5号様式)を添えて資格証明書を交付することができる。

- (6) 資格証明書の交付を受けている世帯主が、引き続き第2条に該当するときは、国民健康保険被保険者資格証明書更新通知書(第6号様式)を送付し、世帯主が資格証明書の更新に応じたときは、資格証明書を交付する。

なお、世帯主が資格証明書の有効期限の経過後も更新に応じない場合は、国民健康保険被保険者資格証明書(更新分)交付通知書(第7号様式)を添えて資格証明書を交付する。

(被保険者証の交付)

第8条 資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき、第3条第1項第4号及び第5号に該当することとなったとき又は次に掲げる各号のいずれかに該当する滞納額の著しい減少があったときは、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証交付通知書(第8号様式)を添えて被保険者証(短期被保険者証を含む。以下同じ。)を交付する。

- (1) 納付により納期限から1年間以上経過した滞納保険料が無くなったとき。

- (2) 滞納保険料が納付計画に添って納付され、継続して納付されると認められたとき。

2 世帯主が資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が第3条第1号に該当することとなったときは、それらの者に係る被保険者証を、第3条第2号に該当することとなったときは、それらの者に係る短期被保険者証を交付する。

(マル学、マル遠の申請)

第9条 資格証明書の交付を受けている世帯主から、その世帯に属する被保険者に係るマル学、マル遠の申請がされた場合において、第3条に該当しな

いときは、世帯主に対し当該被保険者の資格証明書を交付する。

(世帯の異動等)

第10条 資格証明書の交付を受けている世帯(以下「資格証明書交付世帯」という。)において、世帯分離、合併、又は世帯主の変更等により世帯員等の異動の届出があった場合の資格証明書の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 資格証明書交付世帯に属する被保険者が新たに世帯を形成した場合は、当該資格証明書交付世帯の世帯主にその者に係る資格証明書を返還させ、新たに形成された世帯に検認及び更新の期日が通例定める期日の被保険者証(以下「通例期日被保険者証」という。)を交付する。
- (2) 資格証明書交付世帯に、通例期日被保険者証の交付を受けている世帯(以下「通例期日被保険者証交付世帯」という。)及び短期被保険者証の交付を受けている世帯が合併した場合は、通例期日被保険者証及び短期被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。
- (3) 通例期日被保険者証交付世帯に、資格証明書交付世帯が合併した場合は、資格証明書の返還を求め、通例期日被保険者証を交付する。
- (4) 資格証明書交付世帯間で異動があった場合は、引き続き資格証明書を交付する。
- (5) 資格証明書交付世帯で、世帯主の変更があった場合は、変更前の世帯主に資格証明書を返還させ、変更後の世帯主に通例期日被保険者証を交付する。
- (6) 前第1号、第3号及び第5号において異動の届出が通例期日被保険者証の交付を受けるために意図的に行われたことが明らかであると認められる場合は、各号の限りでない。

(資格証明書交付世帯の再加入)

第11条 資格証明書交付世帯が国民健康保険の資格を喪失し、再び国民健康保険の資格を取得した場合は、再加入後の世帯主が第2条に該当するときは、資格証明書を交付し、防府市国民健康保険短期有効期限被保険者証交付要綱第2条に該当するときは、短期被保険者証を交付する。その他のときは、通例期日被保険者証を交付する。

(特別療養費の支給)

第12条 資格証明書により診療を受け、医療機関の窓口で診療費の全額を支払った場合は、世帯主に法施行規則第27条の5の規定による国民健康保険特別療養費支給申請書(第9号様式)を提出させるものとする。

(給付の一時差し止め)

第13条 資格証明書交付世帯で、保険料の納付期限から法施行規則第32条の2の規定で定める期間経過後も保険料が納付されない場合、国民健康保険法に定める保険給付(以下「保険給付」という。)の支給額の全部又は一部について、その支給を一時差し止め、国民健康保険保険給付の支払いの一時差し止めについて(第10号様式)により通知する。

ただし、葬祭費については葬祭を行った者が世帯主でない場合は、一時差し止めは行わない。

(給付からの滞納保険料の控除)

第14条 前条による差し止め以降、2か月経過後においても納付指導等に応じない場合は、法施行規則第32条の5の規定により、保険給付等の差し止め額から保険料滞納分を控除し、当該滞納保険料の控除について国民健康保険料控除通知書(第11号様式)によりあらかじめ通知して、当該世帯主が滞納している保険料額を控除する。

(納付相談等の継続)

第15条 資格証明書交付世帯の世帯主に対しては、資格証明書を交付した後においても、納付相談等を継続して行い、滞納している保険料の自主納付を促進する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成13年4月1日から適用する。

(適用)

2 この基準は、平成12年度以後の保険料の滞納について適用する。

附 則

この基準は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1 この基準は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の第5条の規定は、この基準の施行日以後に交付した資格証明書について適用する。

附 則

1 この基準は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

弁 明 書

(具体的に理由を記入してください。)

被保険者証の記号番号	記 号	山 6	番 号	

- 1 提出期限 年 月 日まで(期限厳守)
- 2 提出先 保険年金課 国保資格係 (防府市役所 4号館 1階⑧番窓口)
電話 0835-25-2317

公費負担医療受給者届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住 所

氏 名

個人番号

電話番号

次のとおり、公費負担医療受給者について届けます。

1 公費負担医療の受給者				
住 所				
氏 名		個 人 番 号		
2 公費負担医療の名称				
3 被保険者証の記号番号	記号	山 6	番号	
4 公費負担医療の受給者番号				
5 受給 (受給対象となった) 年月日	年 月 日			

◎ この届の提出の際には、公費負担医療の対象者であることを証明する書類
(受給者証の写し) を添付してください。

特別な事情に関する届

年 月 日

(宛先) 防府市長

世帯主 住 所

氏 名

個人番号

電話番号

次の理由により保険料の納付が困難なので、届けます。

被保険者証の記号番号	記号	山 6	番号	
納付が困難な特別な理由 (具体的に記入してください。)	-----			

納付できない期間	年 月 日から 年 月 日まで			
納付できない保険料額	円			

◎下記の特別な事情がある場合、これを明らかにする書類を添付してください。

- ① 世帯主がその財産につき災害、又は盗難にあったこと。
- ② 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ③ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ④ 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ⑤ ①から④までに類する事由があったこと。

第 2 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付通知書

あなたの世帯には、国民健康保険の納付状況により現在、短期有効期限被保険者証を交付しております。

しかし、特別な事情等もなくこのまま保険料が納付されない場合、月の短期有効期限被保険者証の更新時には、被保険者資格証明書を交付することになります。

被保険者資格証明書が交付された場合は、保険医療機関で受診時に医療費を一旦全額自己負担していただくことになります。

つきましては、下記のとおり納付相談を行いますので、この通知書を持参のうえ、必ず相談窓口にお越しください。

なお、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」(第1号様式の2)を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」(第1号様式の3)を提出してください。

記

- 1 相談期限 年 月 日 () まで
- 2 相談窓口 収納課 徴収係 (防府市役所 4 号館 2 階⑥番窓口)
- 3 問合せ先 収納課 徴収係 電話 0 8 3 5-2 5-2 1 8 3
保険年金課 国保資格係 電話 0 8 3 5-2 5-2 3 1 7

- ◎ 相談期限までに来庁できない場合は、必ず御連絡ください。
- ◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

様

防府市長



国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書

あなたの世帯については、これまで再三にわたり、督促状及び催告書により国民健康保険料の納付をお願いしましたが、いまだに納付されておりません。

このため、現在、短期有効期限被保険者証を交付しておりますが、納付されている方との公平性の面から、下記指定期日までに納付がない場合は、国民健康保険法第 9 条第 3 項の規定により短期有効期限被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することになります。

被保険者資格証明書が交付された場合は、保険医療機関で受診時に医療費を一旦全額負担していただくことになります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険であることを御理解いただき、納付いただきますようお願いいたします。

なお、被保険者資格証明書交付の前に行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、納付ができない事情等がある場合は、下記により「弁明書」(第 1 号様式)を提出してください。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」(第 1 号様式の 2)を、また、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」(第 1 号様式の 3)を提出してください。

記

- 1 納付期限 年 月 日 () まで
 - 2 納付相談窓口 収納課 徴収係 (防府市役所 4 号館 2 階⑥番窓口)
 - 3 不利益処分の原因となる事実
(納期限から 1 年以上が経過する滞納保険料が存在すること)
 - 4 弁明書の提出期限 年 月 日 () まで
 - 5 弁明書の提出先
保険年金課 国保資格係 (防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口)
 - 6 問合せ先
収納課 徴収係 電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 8 3
保険年金課 国保資格係 電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7
- ◎ 来庁時には、本書を持参してください。
- ◎ 期限までに納付又は来庁できない場合は、必ず御連絡ください。
- ◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談されている場合は御容赦ください。

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料納付警告書及び弁明の機会付与通知書

あなたの世帯については、納付相談の上、計画的に国民健康保険料を納付いただいておりますが、特別な事情等なく計画どおりの納付をされない場合には、他の被保険者との公平性の面から、国民健康保険法第 9 条第 3 項の規定により短期有効期限被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付することになります。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための相互扶助の医療保険であることを御理解いただき、納付いただきますようお願いいたします。

なお、被保険者資格証明書交付の前に行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、納付ができない事情等がある場合は、下記により「弁明書」(第 1 号様式)を提出してください。

また、厚生労働省令で定める公費負担医療等を受けられている場合は、別紙の「公費負担医療受給者届」(第 1 号様式の 2)を、納付できない特別な事情がある場合は、別紙の「特別な事情に関する届」(第 1 号様式の 3)を提出してください。

記

- 1 納 付 期 限 年 月 日 () まで
- 2 納 付 場 所 収納課 徴収係 (防府市役所 4 号館 2 階⑥番窓口)
- 3 不利益処分の原因となる事実
(納期限から 1 年以上が経過する滞納保険料が存在すること)
- 4 弁明書の提出期限 年 月 日 () まで
- 5 弁明書の提出先
保険年金課 国保資格係 (防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口)
- 6 問 合 せ 先
収納課 徴収係 電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 8 3
保険年金課 国保資格係 電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7

◎ 来庁時には、本書を持参してください。

◎ 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

* この文書は、国民健康保険料の未納がある世帯に送付しています。既に完納又は相談をされている場合は御容赦ください。

第 4 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険短期有効期限被保険者証返還通知書

国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 3 項の規定により、
下記のとおり、短期有効期限被保険者証の返還を求めます。

また、下記のとおり収納課で納付相談をしてください。

なお、期日までに返還がない場合は、返還がされたものとみなします。

記

- 1 返還期限 年 月 日 () まで
- 2 納付相談窓口 収納課 徴収係(防府市役所 4 号館 2 階⑥番窓口)
電話 0835-25-2183
- 3 手続きに必要なもの 短期有効期限被保険者証、本通知書
- 4 返還を求める理由 納期限から 1 年以上が経過する滞納保険料が存在するため
- 5 返還後の措置 被保険者証資格証明書を交付
(高校生世代以下については、短期有効期限被保険者証を 交
付)

被保険者資格証明書が交付された場合は、保険医療機関での受診時に医療費
を一旦全額自己負担していただくことになります。

◎ 審査請求等

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 3 か月以内に、山口県国民健康保険審査会(山口県庁内)に対
して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処
分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場
合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日
の翌日から起算して 6 か月以内に防府市を被告(代表者 防府市長)として提
起することができます。ただし、この期間内であっても、審査請求に対する裁
決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場
合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなけれ
ば提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算し
て 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続
行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他
裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起する
ことができます。

様

防府市長



国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

あなたの世帯については、先般、短期有効期限被保険者証の返還について文書により通知しましたが、指定期日を過ぎても返還されておりません。

しかしながら、現在お持ちの短期有効期限被保険者証は有効期限が 年 月 日までとなっておりますので、先般送付した警告書のとおり、被保険者資格証明書を交付します。

なお、滞納保険料については、納付相談のうえ分割納付していただきますよう、引き続きお願いします。

被保険者資格証明書の取扱については、下記のとおりです。

記

- 1 診療時には、必ず被保険者資格証明書を保険医療機関の窓口に掲示してください。
- 2 病気やケガなどにより保険医療機関で診療を受けた際の医療費は、一旦全額自己負担となり、後で一部負担金を除いた額の払い戻しを特別療養費として保険年金課へ申請後、この払い戻し分を滞納保険料へ充当していただくこととなります。
- 3 滞納保険料を完納されたとき、若しくは滞納額が著しく減少したとき、又は納付できない特別な事情が生じたと認められるとき(特別な事情に関する届が必要)は、世帯主に対し、被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令に定める公費負担医療等の受給者に該当された場合は、公費負担医療受給者届を保険年金課に提出してください。

* 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続が必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係 (防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口)

電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険被保険者資格証明書交付通知書

あなたの世帯については、特別な事情等もなく保険料を滞納されているため、現在、被保険者資格証明書を交付しておりますが、現在交付している被保険者資格証明書は有効期限が 年 月 日までとなっておりますので、新しい被保険者資格証明書を交付します。

つきましては、収納課で納付相談された後に、保険年金課で被保険者資格証明書の更新手続きをしてください。

なお、滞納保険料を完納されたとき、若しくは滞納額が著しく減少したとき、又は納付できない特別な事情が生じたと認められるとき(「特別な事情に関する届」の提出が必要)は、世帯主に対し、被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令に定める公費負担医療等の受給者に該当された場合は、
保険年金課にお届けください。

記

- 1 更新受付期限 年 月 日 () まで
- 2 手続きに必要なもの 資格証明書、本通知書
- 3 納付相談窓口 収納課 徴収係
(防府市役所 4 号館 2 階⑥番窓口)
電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 8 3
- 4 更新受付窓口 保険年金課 国保資格係
(防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口)
電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7

* 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課へお問合せください。

第 7 号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険被保険者資格証明書（更新分）交付通知書

あなたの世帯については、被保険者資格証明書の更新について、先般、文書により通知しましたが、受付期限を過ぎても手続きいただいております。

しかしながら、現在お持ちの被保険者資格証明書は有効期限が切れておりますので、新しい被保険者資格証明書を交付します。

なお、滞納保険料を完納されたとき、若しくは滞納額が著しく減少したとき、又は納付できない特別な事情が生じたと認められるとき（「特別な事情に関する届」の提出が必要）は、世帯主に対し、被保険者証を交付します。

また、厚生労働省令に定める公費負担医療等の受給者に該当された場合は、
保険年金課にお届けください。

* 現在、他の健康保険に加入されている方は、国民健康保険の喪失手続きが必要です。詳しくは、保険年金課国保資格係へお問合せください。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7

第 8 号様式

第 号

年 月 日

様

防府市長



国民健康保険被保険者証交付通知書

あなたの世帯については、被保険者資格証明書を交付しておりましたが、国民健康保険料の納付について、解消又は改善が図られました（納付できない特別な事情が認められます）ので、被保険者資格証明書を解除し、被保険者証を交付します。

なお、今後も国民健康保険制度の趣旨をご理解いただき、納付期限までに納付いただきますようお願いいたします。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保資格係（防府市役所 4 号館 1 階⑧番窓口）

電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 3 1 7

第 9 号様式

国民健康保険特別療養費支給決定書

		係	係長	補佐	課長	月 日	信
							円
	円		保険者負担額				円
							円
			薬剤一部負担額				円

国民健康保険特別療養費支給申請書 (年 月診療分)

	山 6	被保険者氏名	
			昭和・平成 年 月 日
個人番号			1. 一般 2. 退本人 3. 退扶養
		発病又は 負傷の日	年 月 日
		年 月 日 から 年 月 日 まで	日間
医療機関			
	医師氏名		
	円	療養を受けることが できなかった理由	
	窓 振 口 込	銀行・農協・漁協 信用金庫 (普・営) 労働金庫	口座番号 支店 名義(ｶｸｶ)
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。 年 月 日 (宛先) 防府市長 世帯主 住所 _____ 氏名 _____ { TEL - _____ } { 個人番号: _____ }			
〔委任状〕 年 月 日 この療養費の受領を 住所 _____ 氏名 _____ に委任します。 世帯主 _____			

第 1 0 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険保険給付の支払いの一時差し止めについて（通知）

年 月 日申請（請求）の については、国民健康保険法
（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 6 3 条の 2 の規定により、保険給付の支払
を一時差し止めます。

なお、支払いの一時差し止め理由及び支払いの要件は、下記のとおりです。

記

- 1 理 由 特別の事情がないのに保険料を滞納しているため
- 2 支払い要件 滞納している保険料を完納されたとき、またはその額が著しく減少したとき、あるいは納付できない特別の事情等が生じたと認められるとき（特別な事情に関する届が必要）は、支払いを行います。

◎ 問合せ先

保険年金課 国保医療係（防府市役所 4 号館 1 階⑩番窓口）

電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 6 4

第 1 1 号様式

第 号
年 月 日

様

防府市長



国民健康保険料控除通知書

現在、国民健康保険法(昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)第 6 3 条の 2 の規定により、
保険給付を一時差し止めております 年 月 日の申請については、同条第 3 項の規
定により、差し止め額から滞納保険料を控除しますので通知いたします。

記

- 1 控 除 理 由 給付差し止め後の納付指導によっても、滞納保険料が納付されない
ため
- 2 一 時 差 止 額 円
- 3 控除滞納額及び納期限

年 度	期 別	滞 納 額(円)	納 期 限
年	~ 期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日
年	期		年 月 日

◎ 問合せ先

保険年金課 国保医療係 (防府市役所 4 号館 1 階⑩番窓口)

電話 0 8 3 5 - 2 5 - 2 1 6 4